別紙1

平成25年度 事務事業評価調書（事後評価用）

北広島市

計画事業番号	00457	事務事業名	消費生活相談員設置事業	担当部署	経済部　商業労働課	電話	857

【基本情報】

事務区分	■自治事務　□法定受託事務		根拠法令等	消費者基本法第4条、北広島市消費生活相談員設置規程			
事務事業開始年度	昭和54年		個別計画等	北広島市商工業振興基本計画（H23～　）			
〃　終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	単独	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	（第　3　章）	美しい環境につつまれた安全なまち
	（第　8　節）	消費生活の安定
	（施策　2　）	消費者保護の推進
2 対　象	市民（消費者）	
3 目的と内容	消費者利益の擁護増進、消費生活被害の未然防止及び関係機関への連絡及び協議を行い、被害拡大の防止を図る。 消費生活全般にわたっての相談や苦情に的確かつ迅速に対応するため、消費生活相談員を配置する。	
4 実施内容（手　段）	24年度まで	消費生活相談員の配置（平日　10:00～15:00）
	25年度	※消費者行政活性化事業に統合

【事業の計画・実績】

※平成27年度欄は推進計画が未策定なので、空欄にしております。

平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画	実績	計画	計画	※計画
平日の10時から15時までの週5日消費生活相談室に配置し、来庁・電話での消費生活に関する問い合わせや苦情に対し、解決方法・予防策等の助言、専門機関の紹介を行う。	平日の10時から15時までの週5日消費生活相談室に配置し、来庁・電話での消費生活に関する問い合わせや苦情に対し、解決方法・予防策等の助言、専門機関の紹介を行う。	消費者行政活性化事業に統合		

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成26年度に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度2次評価	統合	事業内容が消費生活相談員の配置のみであることから消費者行政活性化事業を統合し、一体的な事業として効率化を図る。	「拡大重点化」 「現状継続」 「見直し」 「統　合」 「休止・廃止」 「終　了」
1次評価	統　合	消費者行政活性化事業に統合	
2次評価	統合・終了済	平成25年度から消費者行政活性化事業に統合し実施している。	

【事業費の推移】

※平成27年度欄は推進計画が未策定なので、空欄にしております。　（単位：千円）

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	※平成27年度
決算額、当初予算額又は推進計画額			1,605	消費者行政活性化事業に統合		
事業額	直接事業費	国支出金				
		道支出金				
		地方債				
		その他特財				
		一般財源	1,605			
		① 合　計	1,605			
	人　件　費	② 人　数（年間）	0.20			
		③ 1人当り年間平均人件費	9,000			
		④ ＝②×③	1,800			
	総事業費①＋④		3,405			

【評価指標】

	指　標　名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
活動指標	①相談件数	目標値	件	300	消費者行政活性化事業に統合		
		実績値		153			
	②	目標値					
		実績値					
	③	目標値					
		実績値					
	④	目標値					
		実績値					
成果指標	①	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	②	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					
	③	目標値					
	【指標の定義（算式等）】	実績値					

【評価項目】

	チェック項目	評点	平成24年度における評価　（現状と課題）
妥当性	・市民や社会の要求に合致しているか ・上位施策を達成するために必要な事務事業か （目的妥当性の度合） ・行政が関与しなければならない事務事業か （公共性・公益性の度合）	3	消費者基本法により消費生活相談の実施は地方公共団体の責務となっている。消費生活相談については相談員を設置し市民のニーズに対応している。インターネット、スマートフォン等の普及による生活様式の多様化により消費生活相談内容も高度化、複雑化が進んでいることから、今後も必要性はより高まることが想定される。
有効性	・成果指標値から見て、目標の達成度はどの程度か （達成度合） ・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か （手段有効度合）	3	相談員の設置による助言、指導、他の機関の紹介等により、消費生活における被害防止、被害者の救済に有効である。
効率性	・投入した予算や人員に見合った効果が得られているか （費用対効果の度合） ・効率的な方法で実施しているか （同じ経費でもっと効率的な方法はないか）	3	相談時間は相談件数が集中する10：00～15：00の時間帯で設定し、相談員配置を効率的に行っている。
公平性	・受益者負担は適正か ・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか	3	事業効果は全市民に還元されている。
評点区分	3　適　　切	2　改善の余地がある	1　不　適　切

【 法律で実施が義務付けられている事務事業か 】	□　法律の義務付けあり　　■　法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】 （事業担当部局が評価）	■　民間等での実施または市民等との協働が可能である。 □　民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。